保存場所	保存場所及び納税地等	第五条第一項第二号及び第六条
関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項ただし書	法第六条第一項ただし書	第五条第一項第四号
関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一項	法第七条第一項	第五条第一項第五号及び第六条第一項
関税法第七条の九第二項において準用する法第八条第二項	法第八条第二項	第五条第一項第五号
承認税関長	所轄税務署長等	第六条
承認済関税関係帳簿書類	承認済国税関係帳簿書類	第六条第一項
関税法第七条の九第二項において準用する法第四条各項のいずれか	法第四条各項のいずれか	第六条第一項第三号及び第二項第三号
関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第二項	法第七条第二項	第六条第二項

（特例輸入者についての規定の準用）

第八条　第一条の四の規定は、法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の四の表中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第七条の六十七条の八第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第四項」と、「関税法

第七条	法第六条	関税法第七条の九第二項において準用する法第六条
第八条第一項	法第十条	関税法第七条の九第二項において準用する法第十条
第八条第二項及び第三項	法第十条ただし書	関税法第七条の九第二項において準用する法第十条ただし書

（特例輸入者についての規定の準用）

第八条　第一条の四の規定は、法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の四中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第七条の八第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第四項」と、「関税法